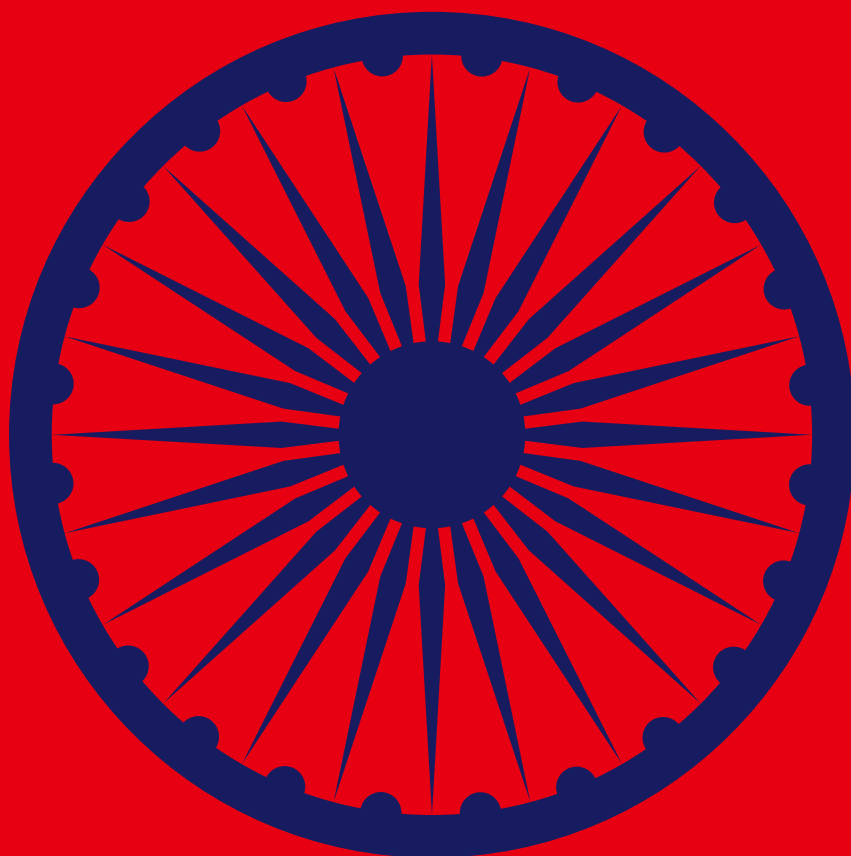




MAKE IN INDIA

メイク・イン・インド

防衛生産



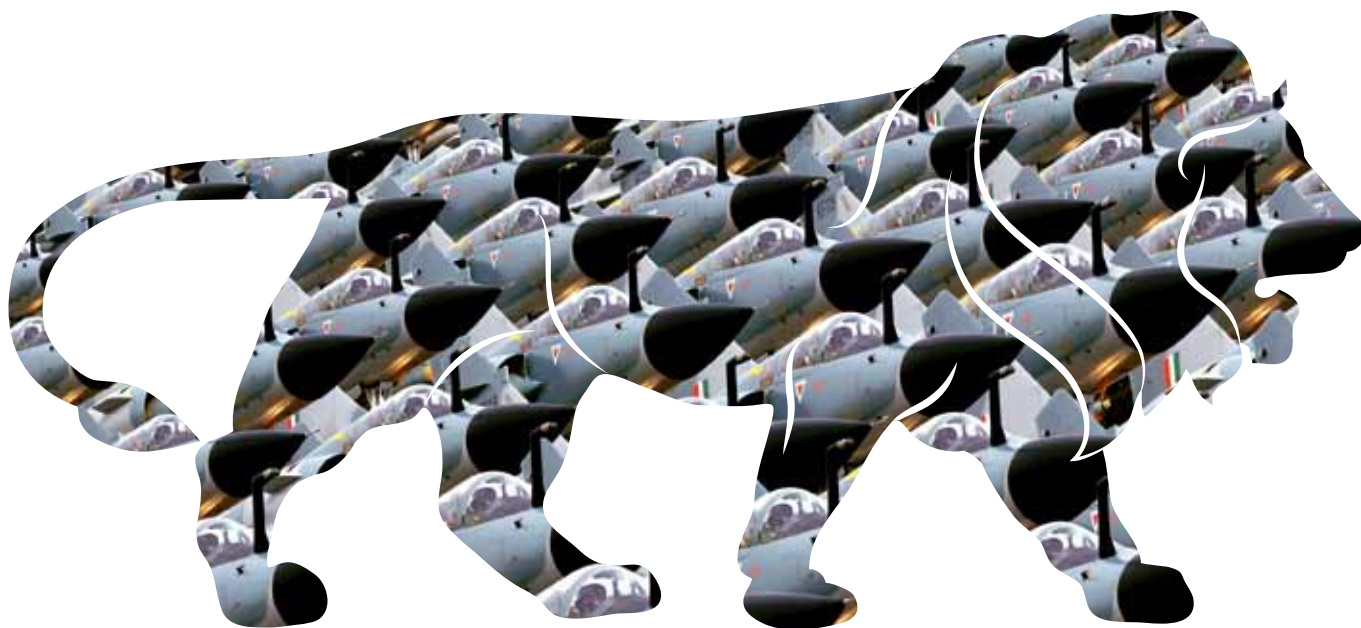
**農業から自動車まで
ハードウェアからソフトウェアまで
衛星から潜水艦まで
テレビから映画まで
橋からバイオテクノロジーまで
ペーパークリップから発電所まで
道路から都市まで
友情からパートナーシップまで
利益から進歩まで
あなたが望むものはすべて、
インドで作ってください。**



सत्यमेव जयते

「アショカ・チャクラ」は
インドの国章の中心的要素であり、
また国旗の中心にもあしらわれています。
この輪が象徴する平和的進歩とダイナミズムは、
インドの啓示に満ちた過去から受け継がれ、
インドを躍動する将来に向かわせる
力となっています。

太古の昔からインドの国章として
用いられているライオンは、
力、勇気、粘り強さと智恵という、
古代から今日まで受け継がれている
インド的価値観を表しています。





強固な 防衛

インドの防衛支出は
373 億ドルで、大規模な
調達も行われている。

軍隊規模は世界第 3 位

軍事予算の4割は軍備調達に充てられている。

軍需品の 6 割を輸入で調達

今後 7, 8 年間で 2500 億ルピーが投資される。

新たな優遇措置

「メイク・イン・インド」プログラムには、投資とイノベーションの促進、知的財産保護、最高レベルの製造インフラのための主要な新規優遇措置が含まれています。

① 新たなプロセス

- ・ビジネスのしやすい環境づくりを重視
- ・免許制度と規制の緩和

② 新たなインフラ

- ・産業大動脈
- ・産業クラスター
- ・スマートシティ
- ・イノベーション促進
- ・能力開発

③ 新たな分野

- ・防衛、建設、鉄道などの重要産業におけるFDIの開放

④ 新たな姿勢

- ・初めてインドに投資する投資者を到着時か案内し、支援する専門チーム
- ・全分野における、特定企業にターゲットを絞った働きかけ

事実と数字

投資をするべき理由

- インドの現在の軍需品は主に輸入によって賄われている。戦略的防衛分野が民間参加に開放されたことで、外国の OEM 企業にとってはインド企業と戦略的パートナーシップを結び、インド国内市場と世界市場を活用することが以前より容易になる。これは国内防衛生産能力の向上をもたらすだけでなく、輸出の長期的な強化にもつながる。
- 今後 7—8 年で防衛分野のオフセット条項から得られる機会にはおよそ 2500 億ルピーの価値がある。
- 外国の防衛装備品製造業者との調達協定において導入されたオフセット政策（インドが 30 億ルピー以上の防衛装備を調達する外国企業は、インド側が調達費の最低 30% に相当する仕事を受注するにしなければならない）は、サプライヤーの体系を国内で構築することを狙いとしている。
- 政府の防衛政策は、防衛分野においての独立独行、国産化を推進し、テクノロジーをアップグレードし、規模の経済を実現し、輸出能力を開発することを目指している。
- インドの大々的な近代化計画は、国土の安全保障とインドの防衛装備品調達拠点としての魅力に重点を置いている。
- 政府による防衛費の大々的な拠出。

成長の牽引力

- 「防衛生産政策 2011」は防衛機器の国内生産を奨励している。防衛装備品調達手続き（DPP）の改訂により、以下が規定された：
 - 1 「世界から買う」より、「インド製を買う」「インドで買って、作る」。
 - 2 「インドで買って、作る」ための手続きが単純化された。
 - 3 国内製造について、明確で曖昧さのない定義がなされた。
 - 4 インド防衛産業のパートナー会社に対し、以下の「メンテナンスに関する譲渡・運営・譲渡」に関する規定が設けられた：
- 産業免許を要する防衛装備品のリストが 2014 年 6 月に改訂され、多数の部品／構成部品、鋳造品・鍛造品が工業免許の範囲から除外された。このリストについては、産業政策振興庁(DIPP)のウェブサイト参照のこと (<http://dipp.nic.in>)。
- 民間防衛装備品製造業者のための防衛安全保障マニュアルが策定され、防衛生産庁により公開された。このマニュアルは、防衛装備品製造業者がセンシティブな防衛機器に関わる生産等に関して設定しなければならない安全保障構造を明確にしている。
- 「インドで作る」手続きは、政府の支援と受注（研究開発が成功した場合の）を通じた防衛産業における研究開発の推進を目的としているが、この内容を民間部門にとってもより魅力的にし、明確化するために、現在改訂作業が行われている。

統計

- インドは世界第3位の規模を誇る軍隊を有している。
- インドは通常兵器の世界最大の輸入国の一つであり、防衛予算の40%を主要兵器の調達に使っている。
- 必要軍需品のおよそ60パーセントは輸入で調達している。
- 前回予算において配分された防衛予算は、373億ドルだった。

投資機会

- 防衛装備品の製造。
- サプライチェーンの業務委託。
- 防衛産業のオフセット条項。



FDI 政策

- 49%までのFDIが政府ルートで許可される。49%以上は、近代的・先端的技术へのアクセスを伴う可能性が高い案件に関しては、内閣安全保障委員会の個別認可が必要となる。
- 外国証券投資／機関投資家（ポートフォリオ投資の場合）に関しては、24%までのFDIが自動承認ルートで許可されている。
- 防衛産業は「産業開発規制法 1951」により、工業免許の対象になっている。
- 株の51%をインド国籍の最大株主が持たなくてはならないという条件は廃止された。
- 防衛分野のFDIに関しては、株譲渡に関する3年間の禁止期間は廃止された。
- 防衛分野におけるFDIは証券に関する他の条件に準拠しなければならない。



産業政策

調達政策：

- 防衛装備品の調達は、防衛装備品調達手続きにより統制されている。政府はこれを毎年改定することを決定した。

防衛オフセット政策：

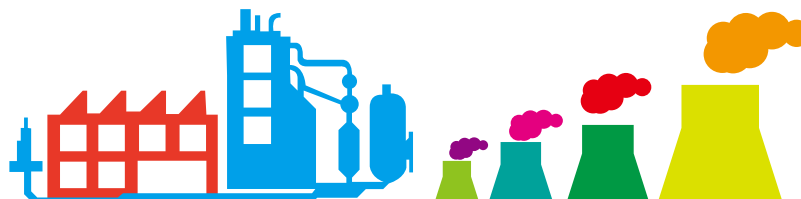
- 防衛オフセット政策の主な目的は、主要兵器の調達を利用し、インドの防衛産業を開発することである。防衛装備品の調達額が30億ルピーを超える場合、その額の少なくとも30%に値する業務をインド側企業に発注しなければならないと定められた。

国防関連会社による合併会社設立に関する指針：

- 防衛生産政策の目的を視野に入れた、国防関連会社と民間企業との合併設立に関する優れた政策。

産業免許付与手続きの合理化：

- 産業免許の初回有効期間が3年に延長された。
 - 産業免許の有効期間の延長に関する指針が施行された。
 - 生産を部分的に開始した場合も、免許に含まれるすべての品目の生産が開始したと見なされる。
- 



資金援助

2014 年度連邦予算における主要事項：

- 防衛事業に 2 兆 2900 億ルピーを配分。
- 防衛費の総事業費が500億ルピー増額された。この増加額には、国境地域鉄道開発を迅速化するための100億ルピーが含まれている。
- 防衛分野のための技術開発ファンド設立に 10 億ルピーが充てられる。
- 国境インフラの強化と近代化のために 2250 億ルピーが配分された。
- 防衛省が使用する航空機の製造に使われるために輸出された物品に課税される基本関税 (BCD) と相殺関税 (CVD) の免除が適用される範囲が明確化され、あらゆる形態、あらゆる品目の材料に適用されるようになった。ただし、これらの材料が航空学的安全基準に準拠しており、合格証とリリースノートが添付されていることを条件とする。
- 以下二つの控除のうち、一つを利用できる：
 - 2013 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日までにインドで入手・設置した工場と機械に 10 億ルピー以上の投資を行う製造業者に関しては、同期間中の新規の工場と機械への投資累積額が 10 億ルピーを超える場合、15%の投資控除（割増償却）を認められる。
 - 製造業者にさらなる推進力を提供するため、2 億 5 千万ルピーを超える投資を行う製造業者には、新規工場と機械（前年度に入手・設置したもの。2017 年 3 月 31 日まで有効）にかかるコストに対し、さらに 15%の控除が認められる。

税制優遇措置：

- 研究開発優遇措置 - 企業／民間の資金による研究プログラム。
- 所得税法第 35 節 (2AA) に基づき、加重税額控除が認められている。

- 国立研究所、大学や技術教育機関、特定の分野における特定の人物に対して、指定当局に許可されたプログラム内の科学研究にかかわる費用が支払われた場合、200% の加重税額控除が認められる。→企業内研究開発センターを有する製造業者は、所得税法第 35 節 (2AB) に基づき、科学的研 究開発のための資本支出、収益支出に関しては、200%の加重税額控除が認められる。土地や建物に関する支出に関しては、控除が適用されない。

州政府による優遇措置：

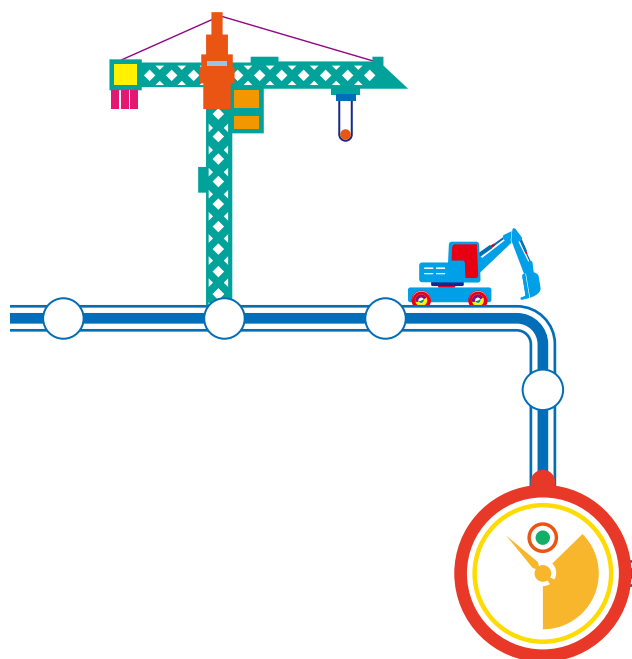
- 上記以外にも、各州は産業プロジェクトのためにさらなる優遇措置を提供している。優遇措置は、土地取得費用の払い戻し、土地の売却やリースに関連する印紙税の免除や緩和、電気料金優遇措置、優遇的貸出利率、投資控除／税優遇策、後進地域補助金、超大型プロジェクト向け特別優遇策パッケージなどの分野にわたる。

輸出優遇措置：

- 輸出促進資本財スキーム。
- 関税払い戻しスキーム。
- 重点品目スキーム、特別重点品目スキーム、特定市場スキーム。

地域特定優遇措置：

- 特別経済地帯 (SEZ)、国家投資製造地帯 (NIMZ) 内の事業体に関しては S E Z 法、NIMZ 法に規定された優遇措置、および北東地方、ジャンム・カシミール州、ヒマチャル・プラデッシュ州、ウットラカンド州などの特別地域内のプロジェクト設立に対する優遇措置が設けられている。

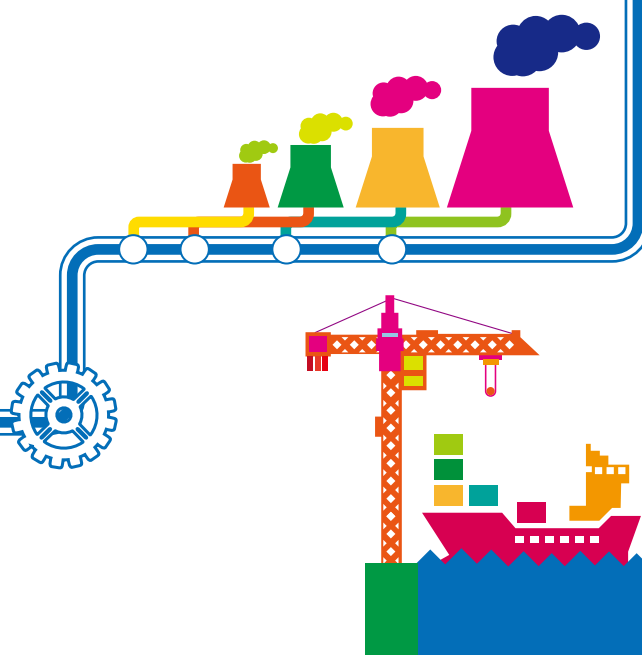



担当機関

- 防衛省 (<http://mod.nic.in>)
- 防衛省 防衛生産庁 (<http://ddpmod.gov.in>)
- 商工省 産業政策振興庁 (<http://commerce.nic.in>)
- Institute for Defense Studies and Analysis (<http://idsa.in>)
- Defence and Strategic Industries Association of India (<http://disa-india.org>)

外国投資家

- BAE India Systems (英国)
- Pilatus (スイス)
- Lockheed Martin (米国)
- Finmeccanica (イタリア)
- Boeing India (米国)
- Raytheon (米国)
- MBDA(フランス)
- Raffel (フランス)
- IAI(イスラエル)
- Rafael (イスラエル)





インド政府

商工省 産業政策推進庁 投資促進室
Department of Industrial Policy & Promotion
Ministry of Commerce & Industry
Investor Facilitation Cell
Tel: +91-11-23487411

お問い合わせ

インド大使館

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-2-11
電話：03-3262-2391 to 97
FAX：03-3234-4866
Email : fspic@indembassy-tokyo.gov.in

インド総領事館

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1 丁目 9-26 船場 LS. ビル 10 階
電話：06-6261-7299
FAX：06-6261-7201
Email : cgindia@gol.com

